様式５

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障福第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　建築部局所属長殿

　　　消防部局所属長殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛知県健康福祉部障害福祉課長

　　　　　既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の

取扱要綱に基づく障害者グループホームの取り下げ等について

　要綱及び事務取扱に基づき協議がありました下記の障害者グループホームについては、事務取扱第１１条第４項の規定に基づき、通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　理由（該当する事項にレ点を付すこと）

　　□　事業者から指定等の取り下げの報告があったため

　　□　指定又は変更届出書を受理しなかったため

　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　事業者名

３　事業者住所

４　障害者グループホーム名

５　障害者グループホーム住所

６　その他

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当　事業所・地域生活支援Ｇ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　０５２－９５４－６３１７